

令和5年6月30日

（名称）深谷市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

深谷市生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

深谷市は面積が138.37Km²、人口141,268人（R2国勢調査）で埼玉県の北西部に位置し、平坦な地形を呈している。また、市内には広域的な移動手段であるJR高崎線と秩父鉄道の2つの鉄道で計7駅が整備されており、この鉄道と結節する地域間移動の足として、市内に民間路線バスが4路線運行されている。

コミュニティバス「くるリン」（定時定路線）は、これらを補完する役割として平成12年度から本格運行し、令和2年4月から現運行を開始している。また、同じくコミュニティバス「くるリン」（デマンドバス）は平成27年4月より運行を開始し、令和4年3月の運行事業者との契約満了に伴い、令和4年4月より新運行体制に再編されたところである。

また、平成31年3月には「深谷市地域公共交通網形成計画」を策定し、「市民活動と移動を支える持続可能な公共交通ネットワークの形成」を基本方針として定めた。本計画は令和6年3月に計画期間満了を迎えるため、令和5年度中に新たな計画となる『深谷市地域公共交通計画』を策定する予定となっている。

令和4年4月のデマンドバス再編にあたり実施した市民アンケートでは、65歳以上の回答者の約7割が移動手段について将来に不安を感じており、障害者や高齢者等の交通弱者の移動ニーズをとらえ、市民の日常生活を支える交通手段として確保していくことが課題であり、効率的かつ効果的な公共交通ネットワークを構築・維持していくことが重要となる。

そこで、鉄道や民間路線バスとコミュニティバス「くるリン」を有効に結節させ、既存の公共交通を維持確保するとともに、交通弱者の足の確保および交通空白地帯の解消を目的として本計画を策定する。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

●令和2年度以降の事業の目標について

当市では既存公共交通ネットワークを検証・評価し、より効果的かつ利便性の高い公共交通ネットワークを構築するため、平成30年度に地域公共交通網形成計画を策定している。当該計画に基づいた運行路線の再編を、令和2年3月のコミュニティバス運行事業者（定時定路線）との協定終了を契機に実施し、これまでの経緯や現状を踏まえ、新運行となった令和2年度以降の当該運行系統のあり方について、引き続き網計画に基づき、新たな事業目標を設定している。

5カ年（R2年度～R6年度事業）の目標

○令和6年度時点での目標数値

- ・コミュニティバス「くるリン」（定時定路線）の利用者数を121,055人とする。
- ・コミュニティバス「くるリン」（定時定路線）の運行サービス全体に対する満足度を32.9%とする。
- ・コミュニティバス「くるリン」（定時定路線・デマンドバス）の運行に伴い外出頻度が増加した人の割合を33.2%とする。
- ・コミュニティバス運行事業収支率（定時定路線・デマンドバスの合算）を17.5%とする。

（深谷市地域公共交通網形成計画 P101 参照）

(2) 事業の効果

- i) 交通空白地帯の解消
- ii) 交通弱者の目的地までの足の確保
- iii) 鉄道や民間路線バスとの連携によるネットワーク構築
- iv) 財政負担に配慮した持続可能な交通体系の実現

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・自治会等における利用説明会「まごころ出張講座」の開催（深谷市）
- ・公共交通ガイドの作成・配布（深谷市）
（深谷市地域公共交通網形成計画 P99 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

深谷市地域公共交通会議が、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を交通会議運行経費補助金として負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

○令和5年10月1日～令和6年9月30日

定時定路線型：花園観光バス（株）

（北部シャトル便）

デマンド型：深谷タクシー（有）

（北部デマンド、西部デマンド）

デマンド型：花園観光バス（株）

（南部デマンド）

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

別添の表5のとおり。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

深谷市コミュニティバスは、障害者の他、高齢者等の運転免許証を持たない交通弱者の円滑な移動を可能とするため、平成27年度以降バリアフリー新法に対応した福祉車両を取得している。

また、令和2年4月からの新運行では、市民の安定的な移動手段とするために、「くるりん」（定時定路線）においては各路線において、運行ルート・時間帯・便数・ダイヤを変更するとともに、バス停留所における定員超過が発生することがないように輸送力を強化するため、それまでの13名から、定員を29名まで増やしたバス車両を導入している。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

新車両の導入により、定時定路線バスの定員超過を0人に減少させることを目標とする。

なお、令和2年度から開始した新運行が市民に浸透するまで時間を要することを考慮し、各年度の目標値を以下のように設定している。

令和	元年度	39人（実績）
令和	2年度	0人（実績）
令和	3年度	0人（実績）
令和	4年度	0人（実績）
令和	5年度	0人
令和	6年度	0人

(2) 事業の効果

○バリアフリー新法に対応した福祉車両を導入することにより、障害者及び高齢者等の運転免許証を持たない交通弱者の円滑な移動が可能となる。

○新車両の導入により定時定路線型の車両の輸送能力（定員）が高まり、定員超過による乗車機会の損失を減らす効果が期待できる。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 取得計画

①令和2年度（取得済）

ノンステップバス車両（29人乗）1台

(2) 事業者

①花園観光バス（株）

(3) 負担者

①花園観光バス（株）

※なお、深谷市地域公共交通会議から花園観光バス（株）への補助金については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

(主な議案、報告事項のみ抜粋)

令和3年度

- 第1回 深谷市地域公共交通会議（書面協議 5月）
○令和3年度事業計画（案）について
- 第2回 深谷市地域公共交通会議（令和3年5月20日）
○デマンドバス再編計画の策定について
- 第3回 深谷市地域公共交通会議（令和3年6月25日）
○深谷市生活交通確保維持改善計画（案）について 他
- 第6回 深谷市地域公共交通会議（書面協議 1月）
○令和3年度地域公共交通確保維持改善計画の事業評価について
- 第7回 深谷市地域公共交通会議（書面協議 3月）
○深谷市生活交通確保維持改善計画の変更について

令和4年度

- 第1回 深谷市地域公共交通会議（書面協議 5月）
○令和4年度事業計画（案）について
- 第2回 深谷市地域公共交通会議（書面協議 6月）
○深谷市生活交通確保維持改善計画（案）について
- 第3回 深谷市地域公共交通会議（書面協議 2月）
○令和4年度地域公共交通確保維持改善計画の事業評価について

令和5年度

- 第1回 深谷市地域公共交通会議（書面協議 5月）
○令和5年度事業計画（案）について
- 第2回 深谷市地域公共交通会議（書面協議 6月）
○深谷市生活交通確保維持改善計画（案）について

21. 利用者等の意見の反映状況	
(1) 市民アンケート 概要：バス路線の再編等、運行に関わるリニューアル等を行う際に適宜実施 対象：無作為抽出した15歳以上の市民3,000人 実施履歴：平成25年度、平成29年度、令和2年度	
(2) 利用者アンケート 概要：利用者の利便性向上の取組に繋げるため、年度ごとに必要に応じて実施 対象：定時定路線及びデマンドバス利用者 実施履歴：平成25年度、平成27年度～（各年実施）	
(3) 利用者数調査 概要：運行内容の改善、利便性向上のための基礎データとして情報を蓄積 対象：定時定路線及びデマンドバスの運行実績データより集計 実施履歴：毎年実施	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	別添協議会名簿のとおり
関係市区町村	同上
交通事業者・交通施設管理者等	同上
地方運輸局	同上
その他協議会が必要と認める者	同上

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 埼玉県深谷市仲町11番1号

(所 属) 深谷市都市整備部都市計画課

(氏 名) 真下 達成

(電 話) 048-574-6654

(e-mail) toshi@city.fukaya.saitama.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、**地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画**を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、**地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画**に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。